

# 公益財団法人京都市芸術文化協会

## 後援名義等の使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都市芸術文化協会（以下「協会」という。）の後援名義使用及び賞状の発行（以下「後援名義等」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (申請)

第2条 協会の後援名義等を使用する場合は、事業開催日の1か月前までに事務局に申請書（第1号様式）の提出により行うものとする。

### (申請基準)

第3条 後援名義等は、広く市民に芸術文化の普及・発展に寄与する事業について使用を許可するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する等、社会的に非難を受ける事業
- (2) 宗教的又は政治的な色彩を有している事業
- (3) 私的な利益や宣伝を目的としている事業
- (4) 寄付や物品の購入を強要する事業
- (5) その他、協会が適切でないと判断した事業

### (申請書類)

第4条 申請に必要な書類は次のとおりとする。ただし、申請者及び主催者が同一であり、協会の団体会員又は個人会員の場合は、(2) 事業企画書及び(3) 収支予算書、決算書(4) 主催団体の概要がわかる資料を省略することができる。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 事業企画書（案でも可）
- (3) 入場料や参加費等を徴収する場合は、収支予算書
- (4) 主催団体の概要がわかる資料
- (5) 前回実施した際の広報印刷物がある場合は、その現物

### (賞状)

第5条 賞状の発行は、協会の団体会員又は個人会員が希望する場合のみ別紙（第2号様式）による賞状を交付し、筆耕は主催者において行うものとする。ただし、会員が別紙様式以外の賞状等を作成し、協会名等を使用する場合は、事前に事務局に協議するものとする。

なお、賞状の賞の名称は「公益財団法人京都市芸術文化協会理事長賞」とする。

### (許可の通知)

第6条 後援名義等の使用を許可した時は、後援名義使用許可通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

### (事業報告)

第7条 申請者は、事業終了後、1か月以内に事業終了届（第4号様式）及び後援名義掲載の印刷物を事務局に提出するものとする。なお、有料事業の場合は、決算書を提出すること。

### (改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事長の決裁により行うものとする。

### (委任)

第9条 この要綱に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。